

## 「カロママ プラス」焼津市・健康サポーターサービス利用規約

この利用規約（以下「本規約」）は、株式会社 Wellmira（以下「当社」）が提供するスマートフォン用アプリ「カロママ プラス」（以下「本アプリ」）を活用した、焼津市・健康サポーターサービス（以下「本サービス」）のご利用条件を定めるものです。

### 第1章 総則

#### 第1条（本規約の適用）

- 1 本規約は、やいづ健幸応援団の「健康経営実践コース」において、本サービスを利用する法人に適用されます。  
なお、以降の条項において、「利用契約」は「利用申込」、「契約法人」は「利用法人」にそれぞれ読み替えるものとします。
- 2 契約法人は、本規約の定めに従って、本サービスを利用することができます。
- 3 契約法人の会員、従業員、その他契約法人の指定する方（以下「指定ユーザー」）に対しては、当社が別途定める「カロママ プラス」アプリ利用規約（以下「アプリ規約」）が適用され、指定ユーザーが本アプリを利用するためにはこれに同意する必要があります。

#### 第2条（本規約の変更）

- 1 当社は、当社が必要と判断する場合、契約法人の承諾を得て、本規約の内容を変更又は追加できるものとします。但し、次の各号の一に該当する場合、契約法人の承諾があつたものとみなすことができるものとします。
  - (1) 当該変更又は追加が、契約法人の一般の利益に適合するとき
  - (2) 当該変更又は追加が、必要性、内容の相当性、その他の当該変更又は追加に係る事情に照らして合理的なものであるとき
- 2 当社は、前項の本規約の変更を行う場合には、当社が運営する本サービス用のウェブサイト（以下「本サイト」）上の掲示その他当社が適当と考える合理的な方法により、本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容並びにその効力発生時期を契約法人に対して周知します。
- 3 契約法人は、本規約の変更が効力を生じた日以降に本サービスを継続して使用することにより、当該変更内容に同意したものとみなします。

#### 第3条（個人情報等）

- 1 当社は、契約法人に係る指定ユーザーから直接又は契約法人を通じて取得した指定ユーザーの個人情報について、別途、[本サイトに掲示するプライバシーポリシー](#)に基づき、適切に取り扱うものとします。
- 2 契約法人は、契約法人に係る指定ユーザーから直接又は契約法人を通じて取得した指定ユーザーの個人情報が、[前項所定のプライバシーポリシー](#)に従って取り扱われることに同意します。
- 3 指定ユーザーが、当社に対して、本アプリにおける自己のアカウント（カロママ ID 等）の削除要請を行った場合、当社は、セキュリティ、不正行為防止、法規制の遵守その他の正当な理由により保持する必要があると判断されるデータ（本規約の違反履歴、契約法人から預託された場合の健診データ等を含みます。）を除き、当該アカウントに関連付けられたユーザーデータ（本サービスの提供のために契約法人から直接に取得したデータを含みます。）の削除を行い、保存義務を負わないものとします。

### 第2章 本サービス

#### 第4条（本サービスの内容）

- 1 本サービスの概要は次の記載のとおりとし、本サービスの内容の詳細は、本サイト上の掲示その他当社が適当と考える合理的な方法により、契約法人に対して通知します。
  - ・指定ユーザーに対する健康課題別のアドバイスコース機能の提供  
当社はその定める仕様にて、契約法人が「焼津市・健康サポーター」という名称を使用して、指定ユーザーに対して、健康課題別のアドバイスコースを提供することができる機能を提供します。
- 2 当社は、本サービスの品質向上その他の運営上の必要性があるときは、いつでも、本サービス（本アプリで利用可能な各機能を含み、以下同じとします。）の内容を変更（瑕疵の修補を含みます。）することができるものとします。但し、当該変更が本サービスの全部又は一部の内容の廃止に該当すると合理的に判断される場合には、第12条（本サービスの廃止）を適用します。
- 3 当社が契約法人に対して本サービスに付随又は関連して第1項に定めのないサービスを提供する場合、当社と契約法人との間で特に定める場合を除き、当該サービスについても本規約が適用されるものとします。
- 4 当社は、指定ユーザーの情報端末に表示される本アプリの画面上に、健康施策の案内その他の当社又は第三者の広告を掲載することができるものとします。

#### 第5条（利用契約等）

- 1 契約法人は、その商号・名称、本店所在地・住所、連絡先その他利用申込時に登録した契約法人に関わる事項に変更がある場合には、当社所定の方法により、速やかに、当社に届け出るものとします。
- 2 当社は、契約法人が前項の届出を怠ったことにより、契約法人又は第三者に生じるいかなる損害についても責任を負わないものとし、契約法人が当該届出を怠ったことにより当社からの通知が不着又は延着となった場合でも、通常到達すべき時期に到達したとみなすことができるものとします。

#### 第6条（利用料金）

- 1 本サービスの料金は、焼津市が負担するものとします。

#### 第7条（苦情対応等）

- 1 当社は、指定ユーザーを含む本アプリのユーザー向けに、本アプリに関する苦情、問合せ等の対応その他のための連絡窓口を設置します。
- 2 契約法人は、指定ユーザーその他の第三者から本アプリに関する苦情、問合せ等を受けた場合、当該第三者に対して前項に定める連絡窓口を案内するものとします。
- 3 前項にかかわらず、契約法人の責めに帰すべき事由により本アプリ及び本サービスの利用に関して発生した契約法人と指定ユーザーその他の第三者との間の紛争は、契約法人が自らの責任と費用負担において解決するものとし、当社は、一切責任を負わないものとします。但し、当該紛争の原因について当社にも責めに帰すべき事由がある場合、両当事者が互いに誠意をもって協議の上速やかにその解決を図るものとします。

#### 第8条（権利帰属）

- 1 本サービスによって当社から提供されるコンピュータシステム、本アプリ、コンテンツその他のソフトウェア（以下「本ソフトウェア」）に関する著作権、商標権その他的一切の知的財産権は、当社又はその他原権利者に留保されるものとします。
- 2 当社は、契約法人及び指定ユーザーに対して、それぞれ、本規約及びアプリ規約に従って、本サービス及び本アプリを利用する目的のためのみに本ソフトウェアを使用する譲渡不可能かつ非独占的なライセンスを許諾します。
- 3 当社は、本規約及びアプリ規約において明示的に契約法人及び指定ユーザーに許諾し

た権利を除き、本ソフトウェアに関するいかなる権利も付与しません。

- 4 本条の使用許諾に基づく契約法人及び指定ユーザーの権利は、別途当社が特に認めた場合を除き、利用期間が終了した場合、自動的に終了します。

#### 第9条（外部委託）

- 1 当社は、本サービスの提供に関して必要となる業務の全部又は一部を、第三者に委託することができるものとします。
- 2 前項の場合、当社は、当該再委託先を適切に管理するとともに、委託する業務の内容に応じて本規約に定める当社の義務と同等の義務を負わせるものとします。

### 第3章 本サービスの一時中断等

#### 第10条（本サービスの一時中断）

- 1 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を一時中断することができます。この場合、当社は、予めその旨を当社所定の方法により契約法人に通知します。但し、緊急を要する場合は、事後、速やかにこれを通知するものとします。
  - (1) 本サービス用の設備の保守上又は工事上やむを得ない場合
  - (2) 天災、疫病、事故等により、本サービスの提供が不能になった場合
  - (3) 電気通信業者等の事情により、本サービス用の通信回線の使用が不能になった場合
  - (4) その他当社が本サービスの運営上又は技術上、本サービスの一時的な中断を必要とした場合
- 2 前項各号に定める一時中断事由が解消された場合、当社は、速やかに本サービスの提供を再開するものとします。
- 3 当社は、第1項に基づき本サービスの提供を中断したことについて、契約法人又は第三者が損害を被った場合でも、一切責任を負わないものとします。

#### 第11条（本サービスの一時停止）

- 1 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該契約法人に対する本サービスの全部又は一部の提供を一時停止することができるものとします。
  - (1) 契約法人が本サービスの利用申込みに当たって虚偽の事項を記載したことが判明した場合
  - (2) その他契約法人が利用契約又は本規約に違反した場合
- 2 当社は、本サービスの提供を一時停止する場合には、契約法人に対して事前に、その旨並びに理由及び期間を通知します。但し、緊急を要する場合はこの限りではありません。
- 3 当社は、第1項に基づき本サービスの提供を一時停止したことについて、契約法人、指定ユーザー又は第三者が損害を被った場合でも、一切責任を負わないものとします。

#### 第12条（本サービスの廃止）

- 1 当社は、当社の都合により、本サービスの全部又は一部の継続が困難となった場合、本サービスの全部又は一部の内容を廃止することができるものとします。
- 2 当社は、前項に基づき本サービスの全部又は一部を廃止する場合、契約法人に対し、廃止する日の60日前までにその旨を通知し、契約法人と協議の上、当該本サービスの終了日を決定するものとします。
- 3 当社は、第1項に基づき本サービスの全部又は一部を廃止したことについて、契約法人、指定ユーザー又は第三者が損害を被った場合でも一切責任を負いません。

## 第4章 利用期間等

### 第13条（利用期間）

- 1 本サービスは、やいづ健幸応援団の「健康経営実践コース」を選択後、本サービスの利用契約をもって有効となります。利用期間の終了については、焼津市ホームページ等で周知されるものとします。なお、焼津市の事業計画又は予算の状況等により、本サービスの内容を変更、又は提供を終了することがあり、その場合においても、焼津市ホームページ等で周知されるものとします。

### 第14条（利用の解除）

- 1 各当事者は、相手方が次の各号の一に該当した場合（当社においては、第1号乃至第4号、第9号又は第10号に該当した場合）、何ら催告を行うことなく直ちに利用契約の全部又は一部を解除することができるものとします。なお、利用契約の解除は、損害賠償の請求を妨げるものではありません。

- (1) 本規約の定めに違反があり、当該違反状態が是正を書面で求められた後も30日以内に当該違反状態が是正されないとき又は当該違反の性質若しくは状況に照らして違反状態を是正することが困難であると合理的に認められるとき
- (2) 第20条（反社会的勢力の排除）の定めに違反したとき
- (3) 法令若しくは公序良俗に反する行為を行ったとき
- (4) 当社への届出内容が事実に反していることが判明したとき
- (5) 本サービスに係る当社又は第三者の知的財産権その他の権利又は利益を侵害したとき
- (6) 本サービスの運営を妨げ又は支障を及ぼしたとき
- (7) 相手方に重大な危害又は損害を及ぼしたとき
- (8) その他信頼関係を破壊する重大な事由があったとき

### 第15条（存続条項）

利用契約が、期間満了、中途解約又は解除により終了した場合でも、第3条（個人情報等）、第7条（苦情対応等）第3項、本条乃至第23条（紛争の解決）の効力は、有效地に存続します。

### 第16条（利用期間終了時の措置）

- 1 利用期間が終了した場合、契約法人は、本サービスを利用できなくなり、また、その指定ユーザーは、契約法人が提供する健康サポーター機能を利用できなくなります。
- 2 契約法人は、自己の指定ユーザーに対して、健康サポーター機能の提供の終了について、自己の費用と責任において、適切な周知等の措置を講ずるものとします。
- 3 当社は、利用期間が終了した場合において契約法人から請求があったときは、本サービスの提供のために契約法人から直接に取得した指定ユーザー個人を特定するデータを消去します。また、契約法人からの要請がある場合、当該消去に関する証明書を発行します。
- 4 前項にかかわらず、当社は、法令又は官公署の命令若しくは要請に基づく場合、証拠保全の必要がある場合その他これらに準ずる正当な目的がある場合には、当該目的のために必要な範囲で前項に定める指定ユーザーに関するデータを保持することができるものとします。

## 第5章 責任の限定等

### 第17条（損害賠償）

- 1 各当事者は、利用契約の履行に関し、相手方の責めに帰すべき事由により損害を被つ

た場合、現実に発生した通常かつ直接の損害に限り、相手方に対してその損害の賠償を請求することができるものとします。但し、当該請求は、当該損害の発生を知った日から 1 年が経過した後は行うことができないものとします。

- 2 前項にかかわらず、損害賠償の方法については、各当事者間で協議し定めるものとします。

#### 第 18 条（免責）

当社は、当社が本サービスの提供のために利用する通信回線、データ処理システム等の故障若しくは不具合、監督官庁による命令、天災、疫病、事故その他の不可抗力を原因とする本サービスの不履行に対して、一切責任を負いません。

### 第 6 章 その他

#### 第 19 条（秘密情報の保護）

- 1 各当事者は、利用契約に関連して、相手方から開示された技術上、販売上その他業務上の情報（以下「秘密情報」）を、相手方から事前の書面による承諾を得た場合を除き、第三者に開示又は漏洩してはならず、本サービスの提供又は利用以外の目的で使用しないものとします。但し、次の各号のいずれかに該当する情報については、秘密情報にあたらないものとします。
  - (1) 開示を受けた時点で既に公知のもの
  - (2) 開示を受けた後に情報を受領した者の責によらずして公知となったもの
  - (3) 開示を受けた時点で情報を受領した者が既に正当に保有し、かつ、相手方又は第三者に対して秘密保持義務を負っていなかったもの
  - (4) 開示を受けた後に正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手したもの
  - (5) 開示を受けた情報によることなく情報を受領した者が独自に開発したもの
- 2 前項の規定にかかわらず、各当事者は、法令、官公署の命令その他これらに準ずる定めに基づき開示を要求された場合には、秘密情報を必要な限度において開示することができるものとします。但し、かかる開示を要求された当事者は、法令上の義務に反しない限り、速やかにその旨を相手方に通知しなければならないものとします。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、各当事者は、弁護士、会計士、税理士その他の職業上、守秘義務を負う専門家に対して、合理的と認められる範囲で秘密情報を開示することができるものとします。
- 4 第 1 項の規定にかかわらず、当社は、本サービスの再委託先に対して、再委託のために必要な範囲で秘密情報を開示することができるものとします。但し、この場合、当社は、再委託先に対して、本条に基づき当社が負う秘密保持義務と同等の義務を負わせるものとします。
- 5 各当事者は、提供を受けた秘密情報につき、相手方の要請があったときは、当該秘密情報に係る資料（電磁的に記録されたものをみます。）及びそれらの複製物を返還、破棄又は消去するものとします。
- 6 本条に基づく義務は、利用契約の有効期間中及び利用契約の終了後 3 年間存続するものとします。

#### 第 20 条（反社会的勢力の排除）

- 1 各当事者は、自己が、現在において、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」）に該当しないこと及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

- (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - (3) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
  - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 各当事者は、利用契約に関し、自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為、又は風説の流布、偽計若しくは威力を用いた信用棄損若しくは業務妨害その他これらに準ずる行為を行わないことを確約します。
- 3 各当事者は、相手方が第1項に違反すると疑われる合理的な事情がある場合には、当該違反の有無につき、相手方の調査を行うことができ、相手方はこれに必要な協力をを行うものとします。

#### 第21条（譲渡等の禁止）

契約法人は、利用契約に基づいて有する地位及び権利を、第三者に譲渡、貸与、名義変更、担保提供その他の処分を行うことはできません。

#### 第22条（準拠法）

本規約は、日本法に準拠し、同法に従い解釈されるものとします。

#### 第23条（紛争の解決）

- 1 本サービスに関して契約法人と当社との間に紛争が生じた場合には、互いに誠意をもって協議の上速やかに解決を図るものとします。
- 2 前項の協議によっても、紛争が解決しない場合には、本サービスに関する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

2025年10月1日 制定